ZENROREN
県評しずおか

静岡県労働組合評議会
〒420-0851
静岡市葵区黒金町55番地
交通ビル3階
TEL 054-287-1293　FAX 054-286-7973
Eメール　kenpyo@cy.tnc.ne.jp

27年国民春闘

対話と学びあいで仲間を増やし 平和と民主主義が大切にされる社会 大幅賃上げ、底上げの実現で すべての労働者の生活と権利を守ろう

全労連や純中立労組懇などでつくる国民春闘共闘委員会は10月16日、東京都内で２０２７年度の年次総会を開き、春闘方針構想案を確認しました。憲法改悪阻止と生活改善につながる大幅賃上げの実現へ、「対話と学び合い」を積み上げ「自分事」として闘う仲間を広げようと呼びかけました。

あいさつした黒澤幸一代表幹事（全労連議長）は「戦争は絶対にやめさせ、改憲させない闘いに力を合わせよう」と強調。高市早苗首相が改憲発議の目途とする自民党大会まで３カ月余りだとして秋闘、27春闘が山場となると話しました。賃上げでは生計費に基づく水準への引き上げや最低賃金全国一律１８００円への底上げ、ストライキを構えた闘い、非正規の処遇改善を強調「労働者の主体的参加をつくる春闘を成功させたい」と訴えました。

27春闘の中心的な課題は

私たちが毎日普通の生活を送ることができるのは、幸福追求権を定めた憲法13条や生存権を定めた25条があるからです。また、労働組合が賃金引き上げをはじめとした労働条件改善を要求・交渉できるのは、表現の自由を定めた憲法21条や労働基本権を保障する憲法28条があるからに他なりません。

そして憲法で保障された基本的人権が守られ戦争のない社会が続いているのは、市民と労働者の不断の努力によるたたかいがあったからです。しかし、現在の状況をみると高市政権の下で、成長戦略を進めるとして、最低賃金について「２０２０年代に全国平均１５００円」とされていたものが「遅くとも２０３０年代前半できる限り早期に全国平均１５００円を達成する」と大幅に後退させられたり、労働基準法を「解体」し使用者にとって安上がりで使い勝手のよい労働者をつくろうとしています。

さらに、高市首相は、軍事費の拡大や自衛隊基地の強靭化、軍需産業を成長戦略17分野のひとつとするなど「戦争する国づくり」を進める一方で、２０２７年春頃には憲法改正発議の目途を立てたいとするなど、この国の形を大きく変えようとしています。

こうした状況をふまえれば、憲法改悪にストップをかけ平和な社会をつくること、生活改善につながる大幅賃上げをはじめとした労働条件改善を実現することの２点が27春闘における中心的な課題となります。

そしてそれらを実現することが将来に希望の持てる社会への道を開くことにつながります。先述した春闘の意義・役割に照らせば、憲法改悪阻止と大幅賃上げなど労働条件改善の課題をすべての組合員にとって「一致する要求」にし「自分ごと」としてたたかえるようにしていく必要があり、そのために職場で働くすべての労働者との「対話と学びあい」が不可欠となっています。「対話」は一方的な押しつけではなく、お互いが同じ目線で疑問や意見を出し合い、一緒に考え、理解を深めていくことが重要です。そしてそのことを労働組合の「見える化」や、ジェンダー平等の実現につなげ、一緒にたたかう仲間・自覚的にたたかう仲間を増やし、すべての労働者が賃上げ交渉することをめざします。

県評も11月21の常任幹事会を皮切りに春闘方針討議を本格化させます。対話と学びあいで仲間を増やし大幅賃上げ底上げの実現ですべての労働者の生活と権利を守る春闘を構築していきましょう。



すべての女性労働者の要求実現に向けた取組を

県評女性部第37回定期大会開催

女性部は、10月24日、オンラインを併用し第37回定期大会を静岡市内で開催しました。

恒例の文化行事は「女性の休日」の映画と絵本から文言を引用して朗読劇に構成しました。菊池県評議長のメッセージを読み上げ、増田部長は静岡県版ジェンダーギャップでフルタイム勤務の男女賃金格差が最下位であることを語りました。

【各組織の発言から】

▼静岡自治労連は様々な催し物を成功させてきた。働く女性の交流集会への参加を呼びかけた「１人ぼっちをなくす」が合言葉。▼金融ユニオンは 毎年非正規の賃上げを要求し続け、少額のボーナスがつくようになり、退職金制度もできた。▼全教静岡は静岡市の臨時的任用養護教員や会計年度任用職員事務職の任用切れ・人減らしと図書館司書の勤務日数が減らされる問題。県教育のつどいへの参加を呼びかけた。▼静岡高教組は特別支援学校の人手不足・多忙の常態化と子どもの数は減らない問題。勤務校で看護師さんが高教組に加入の朗報。▼静岡自治労連清水病院では指定管理制度に変わることを働いているほとんどの人が知らなかった問題。きちんとした説明が欲しい。書記の長尾さんが調べて人口は減らないと反論したが難波市長はどんどん進め、市議会で条例案が通ってしまった。清水区で２０００枚のポスティング。地域の人や労働組合の後押しで自主的な動きが始まっている。労働者を一方的に任用切れや身分を切るなど静岡市政の問題が噴出。学校現場は常に教員職不足。金融ユニオンの粘り強い闘いは朗報。清水病院の問題は県評も支援をしている。市民サービスの切り捨て労働者の切り捨ては許せない。

などの発言があり大変活発な定期大会となりました。



執行部による文化行事の様子

戦争に反対し、平和を求める行動広げよう

富士にミサイルやめて！秋の集会

10月24日に静岡市の音楽館ＡＯＩにおいて「富士にミサイルやめて！秋の集会&パレード」が開催され１７０人が参加し学習会とパレードが行われました。

主催者あいさつを行った共同代表の角田由紀子弁護士は「高市政権が、軍事費過去最大の９兆円を超え、富士の自衛隊駐屯地に長射程ミサイルを配備するなど戦争する国づくりを進める一方で、全国各地の市民が戦争をするな、平和を守れと声をあげている。私たちも行動を広げよう」と呼びかけました。軍事ジャーナリストの半田滋さんが「敵基地攻撃と日米一体化防衛費増強は国民負担に」と題して講演しました。半田さんは「これまでの内閣の中で、高市内閣はもっとも戦争にアクセルを踏み込んでいる。防衛費増強も前倒し、安保３文書も前倒しで改定しようとし、ミサイル、ドローン、ＡＩなど『新しい戦い方』が示される。今２％の防衛費がＮＡＴＯ並みの3.5％なら約24兆円、トランプのいう５％なら約35兆円になる。消費税とその後の給付金で毎年10兆円ずつ減れば、大増税か国債の糸目をつけない発行にならざるを得ない」「敵基地攻撃能力の保有」は抑止力を高めれば安全になるとの「盲信」であり、軍事力強化は戦争を呼び込むと話されました。またこの間取り組んできたミサイル配備反対署名が３万６９２８筆集まったことが報告され、新たな署名運動について提起がありました。集会のあと、日曜日の繁華街をパレードしました。あいにくの雨でしたが、約１００人が歌をうたい、リズムよくコールをすると沿道の人たちも手をあげて応えてくれました。


パレードする参加者

くらしと福祉の充実求め 静岡県担当者と懇談実施

国民大運動実行委員会

「軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を求める」国民大運動静岡県実行委員会が10月27日県担当者と懇談を行いました。この実行委員会は、静岡県評、静岡県商連、原発をなくす会などが参加、当日の参加者は、延べ50人を超えました。


県に要望書を手渡す菊池議長

要望は48項目で、教育問題、平和問題、業者問題など多岐にわたるものでした。静岡県が抱えている大きな問題の浜岡原発とリニア新幹線についても積極的な交渉を行い、来年度予算編成に私たちの要望が反映されるよう取り組みました。

静岡県評は「公契約条例の下限の賃金設定」「静岡最低賃金審議会に対しての積極的な働きかけ」「大規模災害などに対する対応」「リニア新幹線トンネル工事」「ジェンダー平等」「あざれあ・労政会館などの県有施設の存続について」「静岡県労働委員会労働者委員の選任基準」の7項目の要望を出しました。

最低賃金の問題では、来年の最低賃金改定にむけて中小企業・小規模事業者への積極的な支援を要請。最賃審議会へ知事の意見書をはじめとして意見表明を審議会で毎年行うことを要請しました。リニア新幹線トンネル工事では、断層破砕帯におけるコアボーリングによる透水係数の再試験を早急に行うなど4項目について質問しました。県の回答で、最低賃金改定にむけた最賃審議会へ知事の積極的関与について県担当者は、知事自身の問題などと他人事のような回答でした。また、リニア新幹線トンネル工事における透水係数の再試験を早急に行う要請については、静岡県側からの先進抗の掘削工事が進捗した時点での実施を考えていると回答しました。

今回の対県交渉も昨年同様に以前よりも時間が短縮され、県の回答を聞くだけで充分な意見交換の時間がとれない状況となっています。県へは引き続き以前のように時間を確保するよう要請を行い懇談が有意義なものとなるよう改善していく事が必要です。

対話と学びあいで組織拡大を！

全労連東海・北陸ブロック組織拡大交流集会

全労連東海・北陸ブロック組織拡大交流集会は10月3日～4日に岐阜県海津市で開催されました。集会にはブロックの7県から40名が参加。静岡県評から7名が参加しました。

全労連の黒澤議長と大久保常任幹事を講師に迎え参加者は課題である職場の要求実現と組織拡大を、いかに実現するかワークショップ（参加体験型講座）で学習しました。参加者は小グループでの討論を通じて地域や職場で労働組合の組織強化や組織拡大をどのように行ったらいいかを学びあいました。静岡県評から参加した静岡県評青年部準備会の山中氏（自治労連）と服部氏（福祉保育労）も小グループを代表して職場の課題など発表しました。ブロック交流を通して対話の大切さを改めて感じました。皆さんも、組織拡大強化は繋がりの無い人との何気ない会話から始めましょう。



講師の黒沢議長と大久保常幹

静岡県ブロックの組織拡大交流集会は、静岡県評もワークショップを受け、会議では①人が話している時は聞く②話は簡潔に要点をまとめて話す③全員に発言の機会を保障する。などのグランドルールを決めるなどして、スピーディーで実りある会議への改善に取組みます。

これからは、他労組員や地域の仲間との積極的な対話で組織拡大と強化を目指しましょう。

静岡県に対し「県有施設のあり方」と「静岡空港の『特定利用空港』指定」に関する申し入れを行う

静岡県評は、10月27日に「県有施設のあり方に関する要望」「静岡空港の『特定利用空港』指定に反対することの申し入れ」を県知事あてに行い、それぞれ関係部署と懇談を行いました。

▼貸し会議室の存続を

県が所有する193施設を対象に、2026年度末までに個々の施設の在り方を検討するとして6つの施設（静岡・沼津・浜松の各労政会館、あざれあ、シズウエル、産業経済会館）に関して、貸し会議室機能を廃止し、施設の集約を進める方向で検討しています。これらの施設は私たち労働者や学習会などで必要不可欠な施設になっています。静岡県評は、住民の福祉の観点から廃止や統廃合ではなく、低料金で利用できる会議室を持つ施設の存続を要請しました。

▼特定利用空港の受入れ拒否を

「特定利用空港」とは、政府が2022年に閣議決定した「安保3文書」に基づくもので、国家安全保障戦略には「我が国に直接脅威が及んだ場合も念頭に、わが国国内における幅広い分野での対応能力を強化する」「有事の際の対応も見据えた空港・港湾の平素からの利活用に関するルール作り等を行う」とされています。

特定利用空港に指定されることで有事の際は攻撃の対象となり、周辺住民をはじめとして県民が攻撃の脅威にさらされることになります。特定利用空港の指定は県民の生命と生活を脅かすものです。静岡県評は、担当部署に受け入れを拒否するよう強く要請しました。

大企業ならルール違反も許されるのか？

スズキ補助金裁判結審

浜松市がスズキ㈱に対して交付した約43億円もの補助金をめぐり、行政の公正さと税金の使われ方の正当性を問う住民訴訟が続いています。

静岡地裁での不当判決を受け、スズキ㈱への補助金問題を「正す市民の会」と「反対する市民の会」が共同で控訴した裁判は、2026年10月20日、東京高等裁判所において「浜松市によるスズキ株式会社への補助金交付決定の取り消し」を求める控訴審の第2回口頭弁論が行われました。

開廷冒頭「補助金問題を正す市民の会」の嶋田博氏が裁判長の正面に進み、「私たちが望むのは、特別なことではありません。『誤った行為の責任をとる』『自ら作った約束は守る』、こういう社会の当たり前の常識と法の支配を、東京高等裁判所の手ではっきりと示していただくことです。大企業や行政への忖度や言い訳を断ち切り、地方自治の適正な姿を取り戻すために、原告らの訴えを認め、一審判決を取り消す公正な判決を下していただきたい」と、力強く意見陳述しました。

今回で結審し、判決が2027年2月18日午後1時20分～東京高等裁判424号法廷で出されます。

静岡県労働研究所 NO1107


報告する萩尾氏

戦争を防ぐには労働組合の活動が必要

10月15日の定例研究会では「労働組合が憲法を護る意味」と題して萩尾健太氏が報告しました。

人権と平等のイデオロギーが大きく発展したのは、アメリカの独立宣言やフランス革命の人権宣言である。革命の敗北後、資本家が国家権力を握り、労働者は生きるために資本家の命令に従い、劣悪な労働条件に服せざるを得なくなった。そして1871年にはイギリスで労働組合法が制定されて、ストライキなどの権利も保障されることとなった。

1886年5月1日「8時間労働制」を求めて、シカゴを中心に労働者がゼネストを決行し、1890年5月1日に、国際連帯として世界の労働者が集会とデモを行い、第1回の国際メーデーとなった。

第2次大戦の反省の上に立って、ILO（国際労働機関）は、戦争を防ぐには労働組合の活動が必要だとした。労働者の労働条件と安全を擁護すべき労働組合が戦争に反対するのは当然である。生存権は平和でなければ全うできないのである。

現在、軍需生産に踏み込んでいる民間大企業における御用化された労働組合を乗り越える世論と運動が重要である。また憲法を学び実践し、違憲な施策を許さない公務員組合の役割は大である。戦争を食い止め、労働者の権利を擁護していくため、労働組合の果たす役割は大きい。

職場の安全衛生を実現するために

静岡県安全健康センター No.120

職場のハラスメント ～なぜ起こり、どう対処すべきか～

11月6日沼津市において第12回の「過労死等防止対策推進シンポジウム」（略称過労死シンポ・厚生労働省主催）が開かれました。東部地区ではじめての開催でした。

シンポでは、滋賀大学名誉教授大和田敢太氏がハラスメントについて講演しました。ハラスメントは特定個人などのために起こるのでなく営利企業としての会社における構造的なものであるとの指摘、ハラスメントを防ぐためには企業トップが明確にハラスメントを許さないと明言をすること、訓練された相談者のいる窓口が必要であることなどが話されました。また労働安全衛生法25条は、労働者に危険が及ぶ場合使用者は労働者を避難させる義務を負うことを定めており（労働者に避難の権利があるわけではない）過労死を防ぐために活用すべきとの指摘もありました。パワハラで精神疾患に陥った当事者の生々しい報告も行われました。

私たちが取り組んできた障害者の青年労働者の自死事件で、高裁で逆転勝訴したK氏事件の報告がありました。障害者の労災事件では認定基準を障害の特徴に合わせて考慮すべきことが高裁で認められたという報告でした。この事件についてネット上で「これで障害者の雇用がますます敬遠される」という発言があり、考えさせられてしまったという報告者の感慨もあったが、事件担当者のO弁護士が日本労働弁護団より弁護団賞を受賞した事にもみられるように多くの支持は我々の側にあると思われます。参加者は60名ということで例年より少なかった（例年は80～100人くらい）。平日の昼間実施ということで労働者が少ない印象でした。